

資料編

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させ

る作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯

正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況

に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国における再犯防止推進計画【概要】（出典：平成30年版再犯防止推進白書）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

国の機関の取り組み

“ 甲府地方検察庁 ”の取り組み

甲府地方検察庁（以下、「甲府地検」という。）は、主に警察等からの送致を受けた事件について、さらに検察官による捜査を遂げて真実を解明した上、起訴・不起訴の判断をし、起訴のうち公判が開かれる事件については、適切な判決が宣告されるように立証や求刑を行う国の機関です。

また、甲府地検では、事件捜査・公判立証のほか、検察権の行使による刑事政策を推進することを目的として、平成28年6月に「刑事政策推進班」を設置しました。

刑事政策推進班での、主な取り組みは次のとおりです。

- ・ 罪を犯した高齢者、障害者、生活困窮者等の改善更生や再犯防止に向けた支援
- ・ 犯罪被害者及び遺族に対する有効な保護、支援
- ・ 児童虐待事件等における関係機関との連携

再犯防止に向けた支援については、その時期的、性質的区別から入口支援と出口支援とに分かれていますが、甲府地検は主として入口支援に関与することが大半を占めます。

そして、甲府地検が再犯防止のために関与する最も重要な役割は、捜査・公判活動を通じて知り得た、支援対象者の社会復帰のために有益な情報を、甲府保護観察所や山梨県地域生活定着支援センター等の社会復帰支援実施機関等に対し、適正に提供することです。

しかしながら、甲府地検が独自で直接福祉につなぐ事案も、今後は生ずるものと見込まれます。

再犯防止等に関して、事件数の多い大規模地方検察庁においては、社会福祉士等を非常勤で雇用し、アドバイスを受けながら再犯防止や社会復帰支援に当たっていますが、甲府地検は社会復帰支援の対象となる事件が少ないことから、社会福祉士等を雇用しておらず、入口支援としての再犯防止や社会復帰支援等のアドバイスについては、社会福祉士の有資格者を有する山梨県地域生活定着支援センターに意見を求めているのが現状です。

今後、甲府地検が独自で直接福祉につなぐためには、県及び各市町村等の福祉担当窓口との連携を、早急に構築させることが必要です。

“ 甲府刑務所 ”の取り組み

甲府刑務所では、主に 26 歳以上で執行刑期 10 年未満の犯罪傾向が進んでいる男子懲役受刑者を収容しており、受刑者個人の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を旨とし、改善更生と円滑な社会復帰のため、矯正処遇等を行っています。

再犯防止に関しては、国の再犯防止推進計画の重点分野に基づき、次の取り組みを行っています。

1 就労・住居の確保

出所後の再犯防止に資する職業訓練、就労支援、帰住先の調整等を行っています。

職業訓練では、知識や技能を活かして就職に結びつけられるよう、事業者の協力を得て、溶接科（取得資格：アーク溶接、ガス溶接、玉掛け等）、建設く体工事科（取得資格：足場の組み立て等特別教育修了証、玉掛け、研削砥石等）、ビジネススキル科（ワード、エクセルの基本操作の習得）を行っています。

就労支援では、山梨労働局とともに、希望する受刑者に職業相談や企業採用面接を行って、在所中に就職先を確保できるようにしています。（平成 30 年度延べ 155 名、令和元年度 2 月末現在延べ 104 名が内定）

また、高齢者や障害者をはじめ、事情により出所後に頼れる人がいない、帰る家がないなどの生活に不安がある受刑者に対して、関係機関と連携して帰住先の調整を行っています。

2 保健医療・福祉サービスの利用促進

社会復帰支援指導プログラムなどを通じて、高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に、各種福祉保健制度に関する知識を身に付けさせるとともに、出所後、継続して治療を受けなければならない場合には、医療機関に診療情報を提供するなどして、出所後に必要なサービスへつながるよう取り組んでいます。

また、薬物事犯の受刑者に対しては、特別改善指導の一つとして認知行動療法を取り入れた薬物依存離脱指導を、民間自助団体の協力を得ながら行っています。

3 学校と連携した修学支援

教科指導として、基礎的な学力不足を補うため補習教育を行っています。

また、在所中に高等学校卒業程度認定試験を受験できるほか、県内の高等学校の協力を得て、通信制課程を受講することができます。

4 特性に応じた効果的な指導

受刑者に対して、面接やテストを行って個人の特性を調べ、刑務所における処遇方針や処遇要領を決定します。

受刑者には、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため、改善指導を行っています。改善指導には、一般改善指導とそれぞれの特性に応じた特別改善指導があります。

特別改善指導には、先に述べた薬物依存離脱指導のほか、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導の6つがあります。

また、受刑者との面接や性格検査など、甲府少年鑑別所とアセスメント機能の強化を図る協力体制を整えています。

5 民間協力者の活動促進

豊富な社会経験や専門的知識を有する民間の篤志家である篤志面接委員の方には、受刑者の悩みや問題についての助言・指導や、クラブ活動の指導などを行っていただき、民間の宗教家である教誨師の方には、受刑者の希望に応じて、宗教上の儀式行事、教誨などを行っていただくなど、民間協力者の方と連携して受刑者等の処遇に当たっています。

また、刑務所の現状と重要性を国民の皆様幅広く知っていただくため、受刑者が改善更生を目指して製作した刑務所作業製品の展示・即売や再犯防止の取り組みをはじめとする矯正行政の広報を行う「矯正展」を毎年開催しています。

6 地方公共団体との連携強化

山梨県、甲府市をはじめとする各地方公共団体に対して、刑務所の現状や再犯防止に関する情報などを積極的に提供し、連携を深めています。

7 関係機関の人的・物的体制の整備

ハローワーク、甲府保護観察所、就労支援事業者機構等と出所後の就労等に係る協力体制を構築し、出所者の再犯防止に向け、連携の強化を図っています。

受刑者の再犯を防止し、社会復帰後の社会定着を図るためには、就労への意識を高めたり、社会に適応するのに必要な知識の付与など改善更生や円滑な社会復帰のための指導等を行うとともに、出所者を受け入れる社会の理解や就労、帰住地の確保のため、企業、福祉施設、各種団体等の協力を得ることが必要となっています。

“甲府少年鑑別所（法務少年支援センター甲府）”の取り組み

甲府少年鑑別所は、

- ①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと
- ②家庭裁判所の決定により収容している者等に対して、観護処遇を行うこと
- ③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと

を目的とする、法務省所管の施設です。

甲府市大津町にある甲府少年鑑別所も「法務少年支援センター甲府」として、上記③にある地域における非行及び犯罪の防止に関する活動（地域援助活動）に取り組んでいます。同所の鑑別業務で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた青少年の生活指導等に関する専門性を活用し、心理学を専門とする職員等が相談・支援に心がけています。対象者の年齢制限はなく、非行及び犯罪の防止に関する問題等について、どなたでも利用できます。

甲府少年鑑別所の主な業務は次のとおりです。

1 相談、心理検査依頼への対応

個人（本人や保護者、雇用主など）や関係機関からの依頼により、非行・犯罪の防止、学校・職場への適応支援、進路選択等に関して助言をするほか、問題理解の一助とするために心理検査（知能検査、職業適性検査を含む）を実施して結果を伝えるなど、相談、心理検査を行っています。

2 学校教育機関、児童福祉機関等の専門家との連携

特別支援学校や児童自立支援施設の事例検討会に同所職員が参加し、児童・生徒の問題行動の理解と対応について助言しています。

3 刑事施設や保護観察所の対象者処遇への協力

刑事施設や保護観察所で実施している再犯防止のための指導（薬物事犯もしくは交通事犯を対象とするもの）に同所職員が参加し、指導の実施に協力しています。

4 講演等への職員派遣

学校等の関係機関や団体からの依頼により、講演・研修を行っています。「非行の発生原因と立ち直りに必要な支援」、「思春期の子供の理解」といったテーマの研修依頼を多く扱っています。



地域援助のシンボルマーク



講演

5 児童・生徒を対象とした法教育（出前授業）への職員派遣



法教育（出前授業）

中学校等から依頼を受け、児童・生徒向けに授業を行っています。授業内容は依頼により様々ですが、最近ではSNS利用の危険性や薬物乱用の未然防止に関する授業が増えています。

6 県内の関係機関等とのネットワークへの参画

既存のネットワーク（山梨県少年サポートネット推進協議会、甲府市要保護児童対策協議会など）へ参加していることに加え、令和元年12月には、県警察本部との間で少年の立ち直り支援活動に関する協定を締結しています。

また、令和元年度には、同所が地域援助推進協議会を設置・主催し、関係機関の連携促進の場としています。（参加実績がある機関は30以上）

7 研修会の開催

同所の会議室を会場として、年に5～6回、司法・教育・福祉・医療等に従事する方を対象に研修会を開催しています。（参加費無料）非行・犯罪の防止、子供の健全育成（児童虐待対策を含む）、地域支援などからテーマを設定し、大学教授等の専門家を講師に招へいして開催しています。（テーマは毎回異なります。）



研修会



甲府少年鑑別所
（法務少年支援センター甲府）

“ 甲府保護観察所 ”の取り組み

保護観察所は、地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者施策等の事務を行っています。

甲府保護観察所は、甲府地方裁判所に対応して置かれ、山梨県全域をその管轄区域とし、専門職である保護観察官と社会復帰調整官により、保護観察や精神保健観察等を実施しています。

また、保護司、更生保護法人、自立準備ホーム、更生保護女性会員、BBS 会員、協力雇用主等の民間ボランティア組織等と協働・協力して、再犯防止に関する諸活動も行っています。

同所の再犯防止に関する主な取り組みは次のとおりです。

- ・ 犯罪をした者等に対する保護観察の実施
- ・ 県内を帰住先としている矯正施設等入所者の生活環境の調整
- ・ 特定の犯罪傾向を改善するための専門処遇プログラムの実施
- ・ ハローワークや協力雇用主と連携した就労支援の実施
- ・ 就労・職場定着奨励金等による雇用主に対する支援の実施
- ・ 保護司等民間ボランティア組織と連携・協力した社会貢献活動の実施
- ・ 刑務所満期出所者等更生緊急保護の対象となる者への同保護の実施
- ・ 社会復帰調整官を中心とした精神保健観察等の実施

再犯率の高い薬物事犯者については、平成30年3月から薬物事犯者に対する専門処遇プログラムで集団形式を導入し、山梨ダルクや県立精神保健福祉センター、医療機関等との連携強化を図っています。

社会貢献活動では、保護司等民間ボランティア組織と連携・協力して、保護観察対象者が社会に役立つ活動を行い、人の役に立てたという有用感や社会のルールを守る意識を育むことでその立ち直りを支援し、再犯・再非行防止を図っています。



社会貢献活動

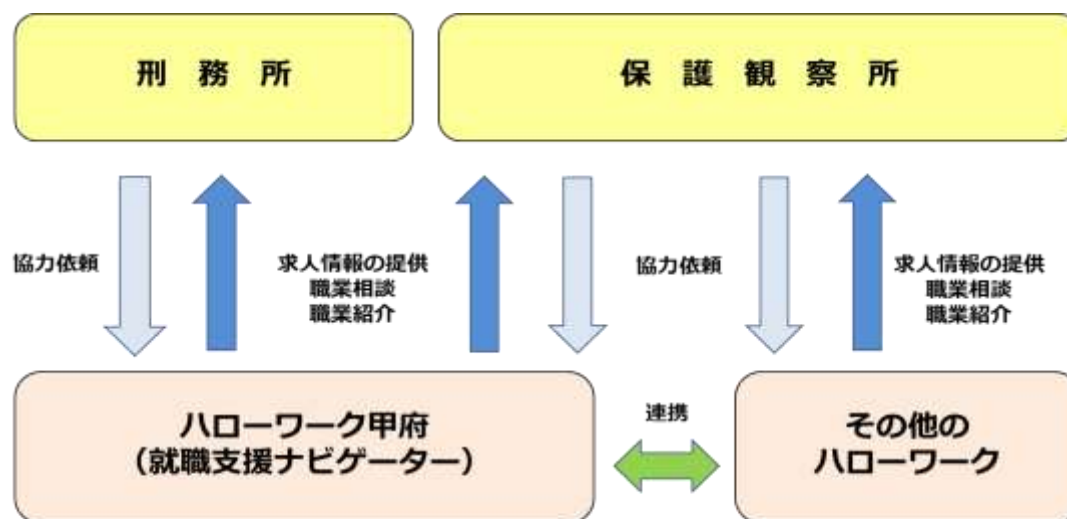
“山梨労働局”の取り組み

山梨労働局は、県内の労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）とともに雇用・労働に関する4行政（雇用均等・労働基準・職業安定・人材開発）を運営している厚生労働省の地方出先機関です。

働く意欲のあるすべての人が、その能力を十分に発揮できる就労環境を実現するとともに、仕事と生活の調和を図り、安全で健康に働くことができる職場づくりに取り組んでいます。

再犯防止の分野では、法務省と厚生労働省において刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、平成18年度から「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しており、その主な取り組みは次のとおりです。

- ・ 刑務所及び保護観察所からの協力依頼に基づき、ハローワーク甲府に配置した就職支援ナビゲーターが、各施設において職業講話、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を実施
- ・ その他のハローワークでは、協力雇用主に対する求人開拓を行うほか、保護観察所からの協力依頼に基づき、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を実施
- ・ 支援対象者の能力と適性及び幅広いニーズに合う求人情報を提供するために、ハローワークにおいて専用求人の開拓を実施



ハローワークと刑務所等の連携イメージ

山梨県再犯防止推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 山梨県における再犯防止に関する施策を推進するため、山梨県再犯防止推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山梨県再犯防止推進計画の策定及び推進等に関すること
- (2) その他、山梨県における再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、予め会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、県民生活部県民生活・男女参画課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は令和元年7月29日から施行する。

別表

山梨県再犯防止推進会議 委員名簿

区分	氏名	役職名
学識経験者	黒田 浩司	山梨英和大学教授
司法関係機関	大西 達也	山梨県弁護士会刑事政策部会長
支援機関	畑 眞二	山梨県保護司会連合会長
	中込 文江	山梨県更生保護女性連盟会長
	若林 裕平	山梨県BBS連盟会長
	中村 猛志	特定非営利活動法人山梨県就労支援事業者機構事務局長
	樋泉 益次郎	更生保護法人山梨以徳会施設長
	小林 郷志	特定非営利活動法人山梨ダルク理事
	荒井 洋幸	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会生活支援課長
	白川 邦夫	山梨県地域生活定着支援センター長
県機関	松井 麗樹	山梨県立精神保健福祉センター所長
国機関	柳場 久和	甲府地方検察庁統括捜査官
	中島 伸英	甲府刑務所首席矯正処遇官
	外川 江美	甲府少年鑑別所首席専門官
	山田 保	甲府保護観察所企画調整課長
	堀 栄司	山梨労働局職業安定部訓練室長
警察	河野 昭彦	山梨県警察本部生活安全部調査官

山梨県再犯防止推進関係相談窓口

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
就労・住居に関する こと	就労相談	障がい者就業・生活支援センター 陽だまり	0551-45-9901	平日・第2土曜 8:30～17:30 第3月曜は休み
		すみよし 障がい者就業・生活支援センター	055-221-2133	平日9:00～17:00
		障がい者就業・生活支援センター コビット	0553-39-8181	平日9:00～17:00
		障がい者就業・生活支援センター ありす	0555-30-0505	平日8:30～17:30
		やまなし・しごと・プラザ	055-233-4510	平日9:30～18:00 土曜日13:00～17:00 (職業相談・職業紹介等を除く) 閉庁日/日曜日・祝日 12/29～1/3
		やまなし・しごと・プラザ サテライト	0555-72-8803	平日10:00～18:30 土曜日13:00～17:00 (職業相談・職業紹介等を除く) 閉庁日/日曜日・祝日 12/29～1/3
		ハローワーク甲府 職業相談第2部門	055-232-6060 部門コード42#	平日8:30～17:15
		ハローワーク富士吉田	0555-23-8609	平日8:30～17:15
		ハローワーク大月	0554-22-8609	平日8:30～17:15
		ハローワーク都留	0554-43-5141	平日8:30～17:15
		ハローワーク塩山	0553-33-8609	平日8:30～17:15
		ハローワーク韮崎	0551-22-1331	平日8:30～17:15
	ハローワーク鯉沢	0556-22-8689	平日8:30～17:15	
	山梨県就農支援センター	055-223-5747	平日8:30～17:00	
	住居相談	山梨県居住支援協議会	055-243-4300	平日9:00～17:00
山梨県住宅供給公社		055-237-1656	平日8:30～18:30 日曜8:30～17:15	
山梨県くらしサポートセンター ※対象は町村部のみ、市部は各市で対応		090-3147-4140 090-4815-4140	平日8:30～17:15	
高齢者 相談	山梨県認知症コールセンター	055-222-7711	平日13:00～17:00	
	山梨県立介護実習普及センター	055-254-8680	全日9:00～17:00 (年未年始、祝祭日を除く)	

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
保健医療・福祉サービスに関すること	高齢者相談	甲府市東地域包括支援センター	055-233-6421	平日8:30～17:15
		甲府市南東地域包括支援センター	055-223-0103	平日8:30～17:15
		甲府市西地域包括支援センター	055-220-7677	平日8:30～17:15
		甲府市南西地域包括支援センター	055-220-2315	平日8:30～17:15
		甲府市南地域包括支援センター	055-242-2055	平日8:30～17:15
		甲府市北東地域包括支援センター	055-252-3398	平日8:30～17:15
		甲府市北西地域包括支援センター	055-252-4165	平日8:30～17:15
		甲府市中央地域包括支援センター	055-225-2345	平日8:30～17:15
		甲府市笛南地域包括支援センター	055-266-4220	平日8:30～17:15
		韮崎市地域包括支援センター	0551-23-4313	平日8:30～17:15
		南アルプス市地域包括支援センター	055-282-7339	平日8:30～17:15
		南アルプス市北部地域包括支援センター	055-288-1440	平日8:30～17:15
		北杜市地域包括支援センター	0551-42-1336	平日8:30～17:15
		甲斐市地域包括支援センター	055-278-1689	平日8:30～17:15
		中央市地域包括支援センター	055-274-8558	平日8:30～17:15
		昭和町地域包括支援センター	055-275-4815	平日8:30～17:15
		山梨市地域包括支援センター	0553-22-1111	平日8:30～17:15
		笛吹市北部長寿包括支援センター	055-261-1907	平日8:30～17:15
		笛吹市東部長寿包括支援センター	0553-34-8221	平日8:30～17:15
		笛吹市南部長寿包括支援センター	055-225-3368	平日8:30～17:15
		甲州市地域包括支援センター	0553-32-5600	平日8:30～17:15
		市川三郷町地域包括支援センター	055-272-1106	平日8:30～17:15
		富士川町地域包括支援センター	0556-22-4615	平日8:30～17:15
		早川町地域包括支援センター	0556-45-2363	平日8:30～17:15

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
保健医療・福祉サービスに関すること	高齢者相談	身延町地域包括支援センター	0556-20-4611	平日8:30～17:15
		南部町地域包括支援センター	0556-64-4836	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター	0555-22-1111	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチすこやか	0555-21-1213	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチなごやか	0555-21-2940	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチほがらか	0555-24-5334	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチさわやか	0555-22-4111	平日8:30～17:15
		都留市地域包括支援センター	0554-46-5114	平日8:30～17:15
		大月市地域包括支援センター	0554-23-8034	平日8:30～17:15
		上野原市地域包括支援センター	0554-62-3128	平日8:30～17:15
		道志村地域包括支援センター	0554-52-2113	平日8:30～17:15
		西桂町地域包括支援センター	0555-25-4000	平日8:30～17:15
		忍野村地域包括支援センター	0555-20-5211	平日8:30～17:15
		山中湖村地域包括支援センター	0555-62-9976	平日8:30～17:15
		鳴沢村地域包括支援センター	0555-85-3081	平日8:30～17:15
		富士河口湖町地域包括支援センター	0555-72-6037	平日8:30～17:15
		小菅村地域包括支援センター	0428-87-0111	平日8:30～17:15
		丹波山村地域包括支援センター	0428-88-0211	平日8:30～17:15
	障害者相談	山梨県障害者相談所	055-254-8671	平日8:30～17:15
	依存症相談	山梨県立精神保健福祉センター (依存症相談窓口)	055-254-8644	平日8:30～17:15
山梨県中北保健福祉事務所 地域保健課		0551-23-3074	平日8:30～17:15	
山梨県峡東保健福祉事務所 地域保健課		0553-20-2752	平日8:30～17:15	
山梨県峡南保健福祉事務所 地域保健課		0556-22-8158	平日8:30～17:15	
山梨県富士・東部保健福祉事務所 地域保健課		0555-24-9035	平日8:30～17:15	

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
保健医療・福祉サービスに関すること	依存症相談	甲府市健康支援センター (甲府市保健所)	055-237-2505	平日8:30~17:15
	薬物乱用防止相談	山梨県福祉保健部衛生業務課	055-223-1491	平日8:30~17:15
	薬物乱用防止相談	山梨県中北保健福祉事務所 衛生課	0551-23-3071	平日8:30~17:15
		山梨県峡東保健福祉事務所 衛生課	0553-20-2751	平日8:30~17:15
		山梨県峡南保健福祉事務所 衛生課	0556-22-8151	平日8:30~17:15
		山梨県富士・東部保健福祉事務所 衛生課	0555-24-9033	平日8:30~17:15
	非行少年に関すること	非行防止相談	山梨県中央児童相談所	055-254-8617
山梨県都留児童相談所			0554-45-7838	平日8:30~17:15
いじめ・不登校ホットライン			055-263-3711	24時間
24時間子供SOSダイヤル			0120-0-78310 <small>なやみあおう</small>	24時間
ヤングテレホンコーナー			055-235-4444	平日8:30~17:00
甲府少年鑑別所 (法務少年支援センター甲府)			055-241-7747	平日9:00~17:00
暴力団関係相談	山梨県警察本部刑事部 組織犯罪対策課 暴力団排除係	055-221-0110 (内線4426)	平日8:30~17:15	
	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	055-227-5420	平日9:00~17:00	